

発議案第4号

天理市議会委員会条例の一部改正について

天理市議会委員会条例の一部を次のように改正しようとする。

平成21年12月17日

天理市議会議員	寺井正則
〃	飯田和男
〃	佐々岡典雅
〃	東田匡弘
〃	三橋保長
〃	加藤嘉久次

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例

天理市議会委員会条例（昭和32年3月天理市条例第1号）の一部を次ように改正する。

第2条第4号中「水道局」を「上下水道局」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。